

事務連絡
令和6年3月7日

都道府県衛生主管部（局）	御中
医務主管課（部）	
薬務主管課（部）	
都道府県民生主管部（局）	
国民健康保険主管課（部）	
後期高齢者医療主管課（部）	

厚生労働省医薬局総務課

電子処方箋患者向け普及啓発資材の作成について（周知依頼）

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、電子処方箋の周知広報の一環として、TV アニメ『薬屋のひとりごと』とタイアップした普及啓発リーフレット、動画、デジタルサイネージ等を別添のとおり作成いたしました。

医療機関・薬局において、患者への電子処方箋の周知に活用いただけるよう、管下の医療機関・薬局へご案内をお願いいたします。

記

1. 利用方法

医療機関等向け総合ポータルサイトからダウンロードしてご利用ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=f7feaf228344a2146eed0198beaad389

※医療機関等向け総合ポータルサイトへのログインが必要です。

※ダウンロードしたものを転売や商用利用等を行わないでください。

2. 利用期間

令和7年3月6日（木）～令和7年6月30日（月）

(別添)

〇リーフレット（医療機関向け） 表

処方箋の新章、開幕

電子処方箋で紡ぐ、これからの医療

【医療機関よりいただく情報】

「薬局ひとりとご」× 厚生労働省

治療に必要な薬の名称や服用方法を記した「処方箋」。

「電子処方箋」は、処方箋を電子化することで、診療機関・薬局を超えて、医師や歯科医師、薬剤師が、患者さんが服用している薬の情報を確認でき、患者さんへのより安全安心な処方・調剤を手助けする仕組みです。

厚生労働省

裏

患者さんにとって安心です

お薬に関する色々な事がカンタン・ラクラクに

- 患者さんが提供に同意すると、医師・歯科医師・薬剤師は、患者さんが、最近服用した薬をデータで正確に確認できるようになります。
- 患者さんが今服用している薬と飲み合わせの悪い薬や、同じ効能・効果の薬の飲み過ぎを防ぎやすくなります。
- 処方箋が電子化されるので、処方箋をなくす心配がありません。
- 処方箋が電子化されるので、オンライン服薬指導も受けやすくなります。（オンライン服薬指導を受ける際は、マイナビ受付ウェブを活用いただくか、薬局に電子処方箋の「引換番号」をお伝えください。）

診療の受け方

- ①患者さんは、マイナ保険証や有効期限内の健康保険証/資格認定書で医療機関を受診します。
電子処方箋を希望することを伝えます。
- ②患者さんは、通常どおり診療を受けます。
- ③医師・歯科医師が、処方箋を電子で発行します。
- ④患者さんは、通常どおり会計をします。
電子処方箋の場合は、処方箋ではなく、処方内容（控え）を受け取ります。
電子処方箋に対応した薬局へ行きます。

よくある誤解

電子処方箋は、薬局に自動で送られません。

- 薬局で薬剤師が調剤を開始するのは、患者さんが薬局で調剤受付カードリーダーで「電子処方箋」と読み、または有効期限内の健康保険証/資格認定書と引換番号（処方番号）を提出したときに始まります。
- 診療後、「引換番号」(処方番号)などを、薬局に、電話、FAX、アプリなど任意の方法で伝え、患者さんが薬局に行く前に薬剤師が調剤を開始できるので、薬局での待ち時間が短縮できることがあります。

※ 転売や濫用利用等を行わないでください。

〇リーフレット（薬局向け） 表

処方箋の新章、開幕

電子処方箋で紡ぐ、これからの医療

【医療機関よりいただく情報】

「薬局ひとりとご」× 厚生労働省

治療に必要な薬の名称や服用方法を記した「処方箋」。

「電子処方箋」は、処方箋を電子化することで、診療機関・薬局を超えて、医師や歯科医師、薬剤師が、患者さんが服用している薬の情報を確認でき、患者さんへのより安全安心な処方・調剤を手助けする仕組みです。

厚生労働省

裏

患者さんにとって安心です

お薬に関する色々な事がカンタン・ラクラクに

- 患者さんが提供に同意すると、医師・歯科医師・薬剤師は、患者さんが、最近服用した薬をデータで正確に確認できるようになります。
- 患者さんが今服用している薬と飲み合わせの悪い薬や、同じ効能・効果の薬の飲み過ぎを防ぎやすくなります。
- 処方箋が電子化されるので、処方箋をなくす心配がありません。
- 処方箋が電子化されるので、オンライン服薬指導も受けやすくなります。（オンライン服薬指導を受ける際は、マイナビ受付ウェブを活用いただくか、薬局に電子処方箋の「引換番号」をお伝えください。）

調剤の受け方

- ①患者さんは、マイナ受付で、薬局で調剤を受ける処方箋として「電子処方箋」を選択するか、有効期限内の健康保険証/資格認定書と引換番号を薬局の窓口に出します。
- ②薬局が、患者さんの電子処方箋を電子処方箋管理サービスから取り出します。
- ③患者さんは、通常どおり、薬剤師から服薬指導を受けます。
- ④患者さんは、通常どおり会計をし、薬を受け取ります。

よくある誤解

電子処方箋は、薬局に自動で送られません。

- 薬局で薬剤師が調剤を開始するのは、患者さんが薬局で調剤受付カードリーダーで「電子処方箋」と読み、または有効期限内の健康保険証/資格認定書と引換番号（処方番号）を提出したときに始まります。
- 診療後、「引換番号」(処方番号)などを、薬局に、電話、FAX、アプリなど任意の方法で伝え、患者さんが薬局に行く前に薬剤師が調剤を開始できるので、薬局での待ち時間が短縮できることがあります。

※ 転売や濫用利用等を行わないでください。

○リーフレット設置の目印となるポップ



○動画 ※デジタルサイネージ有

